

令和元年8月9日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 前田道路株式会社 | 東京都品川区大崎1-11-3 |
| ② 大成口テック株式会社 | 東京都新宿区西新宿8-17-1 |
| ③ 鹿島道路株式会社 | 東京都文京区後楽1-7-27 |
| ④ 大林道路株式会社 | 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 |
| ⑤ 日本道路株式会社 | 東京都港区新橋1-6-5 |
| ⑥ 世紀東急工業株式会社 | 東京都港区芝公園2-9-3 |
| ⑦ 株式会社ガイアート | 東京都新宿区新小川町8-27 |
| ⑧ 東亜道路工業株式会社 | 東京都港区六本木7-3-7 |
| ⑨ 株式会社NIPPON | 東京都中央区京橋1-19-11 |

2. 指名停止措置期間：

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ①⑤⑥⑧⑨の業者 | ：令和元年8月9日から令和元年9月8日まで（1ヵ月） |
| ③④⑦の業者 | ：令和元年8月9日から令和元年10月8日まで（2ヵ月） |
| ②の業者 | ：令和元年8月9日から令和元年12月8日まで（4ヵ月） |

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事実概要

上記9社は、共同して、アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意することにより、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限していた。この行為について、公正取引委員会は令和元年7月30日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、同法に基づく排除措置命令（⑤⑨を除く7社）及び課徴金納付命令（⑨を除く8社）を行った。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記9社が、独占禁止法違反行為を行っていたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（下記参照）に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長 鈴木 秀一	契約課長補佐 野田 純大	電話番号 (052) 953-8138
----------	----------------	--------------	---------------------